

「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」概要

1 計画策定の目的

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条の規定に基づき策定するものであり、兵庫県内のポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、生活環境の保全と県民の健康保護を図ります。

2 処理の基本方針

- (1) 県内のすべてのPCB廃棄物を平成28年7月までに処分します。
- (2) 高圧トランス・高圧コンデンサ・廃PCB及びPCBを含む廃油については、日本環境安全事業㈱が実施する「大阪PCB廃棄物処理事業」において処理を行います。
- (3) 柱上トランスについては、関西電力㈱が大阪市に設置する処理施設で自ら処理します。
- (4) (2)(3)に定めるもの以外のPCB廃棄物（PCB汚染物等）については、今後、日本環境安全事業㈱が整備するPCB汚染物等の拠点的広域処理施設において処理を行います。
- (5) PCB廃棄物の収集運搬については、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく安全で効率的な収集運搬体制を構築します。

3 PCB廃棄物の種類ごとの保管量、発生量および処分量の見込み（集約表）

廃棄物の種類	保管量	発生量（使用量）	処分量の見込み	処分先
高圧トランス	391 台	110 台	501 台	日本環境安全事業㈱大阪事業所
高圧コンデンサ	15,328 台	1,781 台	17,109 台	
廃PCB	2,959 kg	1 g	2,959 kg	
PCBを含む廃油	58,839 kg	0 kg	58,839 kg	
柱上トランス	42,200 台 (兵庫県内保管量)	— (近畿全体の関電推測台数)	約 240,000 台	関西電力㈱ 自社処理施設
低圧トランス	309 台	90 台	399 台	日本環境安全事業㈱が整備予定の処理施設 (場所等未定)
低圧コンデンサ	47,368 台	453 台	47,821 台	
安定器	128,638 台	13,768 台	142,406 台	
感圧複写紙	25,542 kg	0 kg	25,542 kg	
ウエス	14,222 kg	0 kg	14,222 kg	
汚泥	1,397,378 kg	0 kg	1,397,378 kg	
その他機器	771 台	58 台	829 台	
その他汚染物	26,087 kg	0 kg	26,087 kg	

(注)平成15年度PCB廃棄物保管状況報告による

4 PCB廃棄物の処理の体制

(1) 高圧トランス・高圧コンデンサ・廃PCB及びPCBを含む廃油の処理

日本環境安全事業(株)大阪事業（大阪市此花区（舞洲））

項目	内 容
処理区域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
処理対象物	高圧トランス、高圧コンデンサ、廃PCB、PCBを含む廃油
処理方式、能力	脱塩素化分解法 約2トン/日（PCB分解量）
処理期間	平成18年8月～27年3月（平成17年3月起工、現在建設中）

(2) 柱上トランスの処理

関西電力(株)の柱上トランスの自社処理施設（大阪市此花区梅町）

項目	内 容
処理対象物	絶縁油、トランスケース（同社は、近畿2府4県で24万台と推測）
処理方式、能力	脱塩素化分解法 絶縁油約36kℓ
処理期間	平成15年11月～27年3月（操業中）

(3) 上記以外のPCB汚染物等の処理

大阪PCB処理事業で処理を行う品目以外のPCB汚染物等は、現在、日本環境安全事業(株)が整備する予定の処理施設において、広域的な処理を行う検討が進められています。県は、他府県との連携のもと、PCB汚染物等の処理について積極的に推進するものとします。

5 PCB廃棄物処理体制の確保のための方策

(1) 収集運搬の安全性の確保

- ① 保管事業者・収集運搬業者に「収集・運搬ガイドライン」の遵守指導を行います。
- ② 収集運搬時の漏洩防止のために必要な措置等を指導します。

(2) 計画的な収集運搬体制の整備

大阪事業への搬入方針、運搬手段、経路等を定め、計画的な収集運搬体制を整備します。

(運搬方針)

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 処理期間の7ヵ年、毎年度均等割合（処分見込み量の約1/7）を目途に搬入する。② 漏洩が認められるもの等、環境に影響を与える恐れのあるものは、早期に処理できるよう、着実に搬入を進める。③ 多量保管事業者からの搬入と調整しつつ、中小企業や個人など保管の負担が大きい少量保管事業者からの搬入を確実に進める。④ 地域的な分布を考慮し、効率的に収集し運搬する。⑤ 日本環境安全事業(株)と調整し、年間、月間の搬入計画を策定する。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) PCB廃棄物の広域的な処理の体制

近畿2府4県・保健所設置市で構成する「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会PCB廃棄物広域処理部会」を通じて、相互に連携し、安全かつ効率的な運搬・処分が計画的に実施できるよう調整します。

6 PCB廃棄物の適正処理の推進

(1) 監視・指導の徹底

① 保管事業者への指導

ア PCB廃棄物保管状況等届出書提出の徹底を図るとともに立入検査により、漏洩防止等必要な措置、適正な保管を指導します。

イ 年間搬入計画を周知し、搬入に係る留意事項を通知する等により計画的な処理を推進します。

② 収集運搬を行う者への指導

法規定、ガイドラインの遵守のため必要に応じて立入検査を実施し、指導します。

(2) 県民、事業者等の理解を深めるための方策

① 情報の収集、整理及び公開

日本環境安全事業(株)大阪事業が発信する情報を受け、環境局ホームページを活用し、搬入計画、処理実績等について情報を提供します。

② 知識の普及等

市町等関係機関への資料提供やホームページの活用によりPCB廃棄物の処理に関する情報を提供し、県民の理解を増進します。

7 その他重要な事項

(1) 使用中のPCBを含む電機機器の転換指導

経済産業省近畿経済産業局及び中部近畿産業保安監督部近畿支部と連携し、使用している事業者にも、転換を指導する。

(2) 低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

国が、原因、処分方法等について検討中であり、関係情報に注視し、適切な対応をとる。

(3) PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

家電製品の製造者に、取り外し・保管等、適正処理について指導する。